

介護報酬改定に伴う、処遇改善への取組み

職場環境等要件

職員の資質向上

就業しながら、社会福祉士(主事)、介護福祉士、看護職、介護支援専門員、精神保健福祉士など、介護・福祉に携わる資格取得を目指すものに対し、試験や研修受講費支援として、積極的に受講できる環境づくりのため、以下の取組を行っています。

- ①受講費全額補助、但し受講途中の中断等で同研修・資格を受けるケースでは対象外
- ②研修休暇として、事前に申請・許可を受けた講習参加について、有給休暇の追加補助を行う
- ③研修推進補助として、自己啓発費の支給を継続的に行います、但し専門職やリーダー職などが対象

労働環境・処遇改善

人材育成とともに、働きやすい職場を目指し、環境改善として以下の取組を行っています。

- ①ワークライフバランスを考え、子育て等しやすい職場環境として、短時間労働や曜日指定など勤務形態の柔軟な受入れを行う。
- ②勤続職員への表彰、特別休暇の付与
- ③職場のコミュニケーションを円滑にし、互いの意見が反映される勤務環境や介護ケアの内容改善が行われるよう、ユニット会議・リーダー会議・専門職会議・全体会議・個別面談

※介護職員の腰痛対策・負担軽減のため介護機器等の導入も今後検討していきます。

その他

- ①情報公表制度活用による経営・人材育成への取組のみえる化・・・各種会議やHP(玄関外掲示)等での公表
- ②障害があっても働きやすい職場環境の構築として、勤務シフトの配慮(短時間・同一シフト制)、指導担当者を決め受入れをサポート
- ③地域住民及び近隣施設(障害者施設・保育園)と積極的に交流を行い、地域との連携に努めます…町内会議の参加、感謝祭への参加推奨
- ④正規職員への転換を行いやすい環境づくりを行っています・・・福利厚生充実、働き方の多様な受入れ提案など、入職時及び3か月を目安に定期説明